

○伊予市行政評価委員会規則

平成19年2月16日規則第4号
改正 平成25年3月6日規則第19号
改正 平成26年2月26日規則第4号
改正 平成27年10月9日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊予市行政評価に関する条例（平成18年伊予市条例第65号）第6条の規定に基づき、伊予市行政評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、**行政評価の計画的かつ着実な推進を図り、もって成果を重視する行政の推進とともに、市の行政活動について市民に説明する責務を全うされるようにする**ことを目的として、市長の諮問に応じ、市が行う行政評価等に関し調査審議する。

(組織等)

第3条 委員会は、**委員6人以内**とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) **学識経験者**
- (2) **公募による市民**
- (3) **その他市長が認めた者**

2 委員の**任期は、2年**とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に**委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選**によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、**委員の半数以上の出席がなければ開くことができない**。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 審議会に、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 分科会に、座長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の状況及び結果を委員長に報告する。

5 座長に事故あるときは、分科会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、**必要があると認めるときは、議事に係る関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる**。

(庶務)

第8条 委員会の**庶務は、未来づくり戦略室**において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月6日規則第19号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月26日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月9日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。